

## 千曲市議会議会基本条例の制定について

1. 条例の名称  
千曲市議会議会基本条例
  
2. 条例制定の目的  
議員としての責務や活動原則等の基本的事項を定め、議会の役割を明らかにし、市民の負託に応えるとともに、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
  
3. パブリックコメント手続の意見の募集期間  
令和5年12月25日（月）から令和6年1月23日（火）
  
4. 市民との意見交換会  
令和6年1月14日（日） 午後2時から4時 戸倉創造館
  
5. 施行日（予定）  
令和6年4月1日（令和6年3月定例会 上程予定）

千曲市議会主催 市民と語る会

ゲームを楽しみながら千曲市議会と対話しましょう！  
～議会は皆さんの「わがごと」です～

令和6年

○日 時 **1月14日（日）** 午後2時～午後4時

○場 所 戸倉創造館 大ホール（戸倉2305番地1）

○参加議員 千曲市市議会議員

千曲市議会は、議会の基本理念や議員としての責務、活動原則等の基本的事項を定める「千曲市議会基本条例」の制定に取り組んでいます。

このたび、その案が完成し、決定までの間に、市民の皆さんの意見をお聞きしたく上記日程で対話イベントを開催いたします。

当日は、本市議会の議会改革アドバイザー ブ〜ちゃんこと岩崎弘宜氏にコーディネートいただき、ゲームを交えながらリラックスした雰囲気ですぐ、楽しく、有意義な空間をご用意いたします。



議会改革アドバイザー

いわさきひろまさ  
岩崎弘宜（茨城県取手市役所 前議会議務局次長）  
2023（令和5）年6月から本市議会の議会改革アドバイザーに就任。取手市議会は議会改革度ランキングにおいて、2年連続、全国総合第1位にランクインし、その改革を職員としてサポート。全国の地方議会や政党、団体の研修講師を務められ、「議会愛♡」をモットーにまい進中。

ご近所さんやお知り合いお誘いのうえ、お気軽にお越しください。※事前申し込み不要

パブリックコメントも実施中！

ぜひ、右のQRコードから議会基本条例（素案）をご覧ください。

意見募集期間 12月25日（月）から令和6年1月23日（火）

条例（素案）の概要は裏面に記載しています。

市ホームページへ↓↓↓



# 千曲市議会基本条例（素案）の概要

## 前文

前文において、議会基本条例制定の背景、経緯、必要性を示し、市民に開かれた市政を目指す責務を果たすため、議会の決意を表明しました。

千曲市議会は、改革への取り組みの歩みをさらに加速し、市民の負託に全力で応える決意の下、議会の役割を果たすため、高い倫理観を持ち、より質の高い議会を目指し、ここに議会の最高規範として議会基本条例を制定しています。

## 第1章 総則

目的、基本理念について定めています

## 第2章 議会及び議員の活動原則

議会の活動原則、議員の活動原則、会派について定めています

## 第3章 議会と市民の関係

市民参加及び市民との連携、情報公開及び広報の充実について定めています

## 第4章 議会と市長等の関係

市長等との関係、市長等による政策形成過程の説明、予算・決算審議における説明、政策立案及び政策提言について定めています

## 第5章 議会運営

議会運営、委員会について定めています

## 第6章 議会機能の強化

議会の機能強化、非常時における議会機能の維持、専門的知見の活用、委員間討議、討論の充実、政務活動費、予算の確保について定めています

## 第7章 議会改革の推進

議会改革の継続的な取組について定めています

## 第8章 議会の体制整備

議会事務局の強化、議会図書室の充実強化、先端技術の活用について定めています

## 第9章 補則

他の条例との関係、検証および見直しについて定めています